

役員選考規定

(目的)

- 第1条 一般社団法人静葉学友会（以下「本会」という）の定款第26条に定める理事及び監事の選任については、本規定により行う。
- 2 理事及び監事の選出にあたっては、透明性、機会均等性、公平性に十分配慮して行う。

(選挙の種類)

- 第2条 役員の選任は、投票による選挙とする。
- 2 定数は、定款第25条に定めによる。
- (1) 理事 定数6名以上25名以内
- (2) 監事 定数3名位以内

(選挙管理委員会の設置・職務・任期)

- 第3条 役員の選任に関する選挙を厳正かつ公正に行うため、役員選挙管理委員会を設置する。
- 2 同委員会の委員は、静岡地区及び関東地区の代議員（但し、役員を兼務していない代議員に限る）の互選により各2名を選出する。

(選挙期日などの公示)

- 第4条 会長は、各地区、大学及び一斉メール及びホームページを通じて、役員の選任に関する選挙の実施及び選挙期日を公示する。
- 2 前項の公示は、役員選挙の30日前までに行う。

(選挙人及び被選挙人の資格)

- 第5条 役員の選任に関する選挙人及び被選挙人は、正会員及び学生会員とする。
- 2 役員の選任に関する選挙人及び被選挙人は、選挙を実施する年の前年において、1ヶ年以上会員としての義務を果たしているものとする。

(立候補の届出)

- 第6条 立候補の届出にあたっては、公示の日から、選任を行う日の7日前までに、別紙様式により、氏名、卒業年次、連絡先、職業などを記載した役員立候補届出を本会事務局（選挙管理委員会）に提出する。
- 2 立候補を届出した者は、届出後、速やかに立候補者一覧表を作成し、ホームページを通じて公開する。

(投票の判定・当選者の確定)

第7条 役員の選任は、社員総会において、役員候補者に対して、議決権を有する代議員による投票により行う。

2 投票は、選ぶべき定数までの無記名投票により行うものとし、社員総会に出席した代議員の過半数の賛成票を得た者の中から、得票数順に上位から定数に達するまでの者を当選者とする。

3 当選者は、本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。

(事務局)

第8条 役員選挙管理委員会に関する事務は、本会事務局が行う。

(規定の改廃)

第9条 この規定の制定及び改廃は、理事会の決議による。

(附則) この規定は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定める一般社団法人の設立の登記の日の後に開催される理事会で承認後施行する。